第二十号の四様式記載要領3中「、第20号の４様式別表１の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては」を削り、同様式記載要領3(1)中「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に改め、同様式記載要領3(2)中「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に、「金額と同欄の外書きの金額」を「金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」に改め、同様式記載要領3(3)中「当期の控除対象外国税額⑤」を「当期の控除対象外国税額⑥」に、「国税の控除限度額①」を「法人税の控除限度額①」に、「金額と同欄の外書きの金額」を「金額、同欄の外書の金額（ない場合は零とする。）と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額」に改め、同様式記載要領4中「第48条の13第５項本文」を「第48条の13第７項本文」に、「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「100分の12.3」を「法第314条の４第１項に規定する標準税率」に、「第48条の13第５項ただし書」を「第48条の13第７項ただし書」に改め、同様式記載要領5(1)中「第48条の13第19項」を「第48条の13第21項」に改め、同様式記載要領5(2)中「第48条の13第26項」を「第48条の13第28項」に改める。